

「株主ご優待カード利用約款」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

| 変更前約款 | 変更後約款 |
|--|--|
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| <p>第2条 定義</p> <p>本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主ご優待カード (条文省略) ・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」を除く）をいいます。 | <p>第2条 定義</p> <p>本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主ご優待カード (現行どおり) ・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」<u>及び「西松屋チェーンデジタルギフト」</u>を除く）をいいます。 |
| 第3条 (条文省略) | 第3条 (現行どおり) |
| <p>第4条 カードの発行</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、当社の株主優待制度に基づき、<u>予め</u>当社が設定した金額をカードに入金するものとします。なお、カード発行後にお客様から入金額を新たにお預かりし、当該金額をカードに入金（リチャージ）することはできません。</p> | <p>第4条 カードの発行</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、当社の株主優待制度に基づき、<u>あらかじめ</u>当社が設定した金額をカードに入金するものとします。なお、カード発行後にお客様から入金額を新たにお預かりし、当該金額をカードに入金（リチャージ）することはできません。</p> |
| <p>第5条 カードのご利用</p> <p>1. 当社店舗でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますの</p> | <p>第5条 カードのご利用</p> <p>1. 当社店舗でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますの</p> |

| 変更前約款 | 変更後約款 |
|---|---|
| <p>で、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p>2. 公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された 16 桁のカード番号（以下「カード番号」といいます。）と、4 桁の PIN 番号（以下「PIN 番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていたと 4 桁の番号が現れます。）を入力していただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>3. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数は、<u>第 12 条に基づいて</u>当社が発行する他のプリペイドカードその他当社で利用できるギフトカード等と合わせて、当社店舗での購入時は <u>5 枚</u>、公式オンラインストアでの購入時は <u>1 枚</u>とさせていただきます。</p> <p>4. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残額の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残額を差し引いた額について、現金または当社の</p> | <p>で、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p>2. 公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された 16 桁のカード番号（以下「カード番号」といいます。）と、4 桁の PIN 番号（以下「PIN 番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていたと 4 桁の番号が現れます。）を入力していただくものとします。カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p>3. <u>公式オンラインストアでのカードの使用にあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った PIN 番号を入力した場合、以後、公式オンラインストアでのカードの使用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、公式オンラインストアでの使用を再開することができます。</u></p> <p>4. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数は、<u>第 12 条に定める</u>当社が発行する他のプリペイドカード等<u>その他</u>の当社で利用できるギフトカード等と合わせて、当社店舗での購入時は <u>5 つ</u>まで、公式オンラインストアでの購入時は <u>1 つ</u>とさせていただきます。</p> <p>5. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残高の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残高を差し引いた額について、現金または当社の</p> |

| 変更前約款 | 変更後約款 |
|--|---|
| <p>指定する支払い方法にて別途お支払いいただくものとします。</p> <p>5.当社が発行する各種プリペイドカードその他当社で利用できるギフトカード等を複数枚お持ちであっても、各ギフトカード等の残高を1枚のプリペイドカードに統合することはできません。</p> | <p>指定する支払い方法にて別途お支払いいただくものとします。</p> <p>6.当社が発行する各種プリペイドカード等その他の当社で利用できるギフトカード等を複数お持ちであっても、各ギフトカード等の残高を1つのギフトカード等に統合することはできません。</p> |
| <p>第6条 カードの残高照会</p> <p>1.カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシート及び公式オンラインストアの注文情報確認画面に表示される他、当社店舗やPC・スマートフォン・携帯電話の当社ホームページでもご確認いただけます。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3.当社ホームページで残高を確認される場合は、カード番号とPIN番号が必要です。 (新設)</p> <p>4.当社ホームページにおいては、残高の他、ご利用の履歴や有効期限の確認も可能です。ただし、システムの都合上、ホームページ上に表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。</p> <p>5. (条文省略)</p> | <p>第6条 カードの残高照会</p> <p>1.カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシート及び公式オンラインストアの注文情報確認画面に表示される他、当社店舗及び当社ホームページ内でカードの残高や有効期限が確認できるサイト（以下「残高照会サイト」といいます。）でもご確認いただけます。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3.残高照会サイトで残高を確認される場合は、カード番号とPIN番号が必要です。</p> <p>4.残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超過して誤ったPIN番号を入力した場合、以後、残高照会サイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、残高照会サイトの利用を再開することができます。</p> <p>5.残高照会サイトにおいては、残高の他、ご利用の履歴や有効期限の確認も可能です。ただし、システムの都合上、残高照会サイト上に表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。</p> <p>6. (現行どおり)</p> |
| <p>第7条 (条文省略)</p> | <p>第7条 (現行どおり)</p> |
| <p>第8条 再発行</p> <p>1.カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざん</p> | <p>第8条 再発行</p> <p>1.カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざん</p> |

| 変更前約款 | 変更後約款 |
|---|--|
| <p>された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。</p> <p>2. (条文省略)</p> | <p>された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、<u>損失の補償</u>または再発行はいたしません。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |
| <p>第9条 不正な取得・利用等</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>なお</u>、本条1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。</p> | <p>第9条 不正な取得・利用等</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本条1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。</p> |
| <p>第10条 カードの有効期間</p> <p>カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては定時株主総会の翌日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期間を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、当社店舗及び<u>PC・スマートフォン・携帯電話の当社ホームページ</u>でご確認いただけます。</p> | <p>第10条 カードの有効期間</p> <p>カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては定時株主総会の翌日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期間を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、当社店舗及び<u>残高照会サイト</u>でご確認いただけます。</p> |
| <p>第11条 (条文省略)</p> | <p>第11条 (現行どおり)</p> |
| <p>第12条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカードを発行する場合</p> <p>1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「西松屋チェーンギフトカード利用約款」に基づき、<u>当社店舗</u>で「西松屋チェーンギフトカード」を発行することができるものとします。</p> | <p>第12条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカード等を発行する場合</p> <p>1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「西松屋チェーンギフトカード利用約款」に基づき「西松屋チェーンギフトカード」を、<u>「西松屋チェーンデジタルギフト利用約款」</u>に基づき「西松屋チェーンデジタルギフト」を、それぞれ発行することができるもの</p> |

| 変更前約款 | 変更後約款 |
|--|---|
| <p>2.当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合及び当社店舗または公式オンラインストアで販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカードとは別に、当社が<u>予め</u>指定する金額を入金したカードを催事場もしくは店頭を用意することができるものとします。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 約款の変更</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2.本約款を変更する場合、当社は当社ホームページその他の当社所定の方法において、本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるものとします。また、当該告知後、利用者がカードを利用して商品等の購入をした場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>本約款は、<u>2022年4月27日</u>から適用します。</p> <p>■カード発行元 (記載省略)</p> <p>■カードに関するお問い合わせ先 (記載省略)</p> | <p>とします。</p> <p>2.当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合及び当社店舗または公式オンラインストアで販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカード等とは別に、当社が<u>あらかじめ</u>指定する金額を入金した<u>プリペイドカード等</u>を催事場もしくは店頭を用意することができるものとします。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 約款の変更</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2.本約款を変更する場合、当社は、<u>当社ホームページへの掲出</u>その他の当社所定の方法において、本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるものとします。また、当該告知後、利用者がカードを利用して商品等の購入をした場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>本約款は、<u>2024年9月26日</u>から適用します。</p> <p>■カード発行元 (現行どおり)</p> <p>■カードに関するお問い合わせ先 (現行どおり)</p> |